



第69回 定時株主総会

招集ご通知

日時

平成28年6月15日（水曜日）午前10時

場所

東京都港区港南二丁目15番4号
品川インターシティホール

（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照
ください。）

決議事項

＜会社提案（第1号議案から第6号議案まで）＞
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）
7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）
の報酬額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

＜株主提案（第7号議案および第8号議案）＞
第7号議案 定款変更の件
第8号議案 剰余金の処分の件

蝶理株式会社

証券コード 8014

証券コード 8014
平成28年5月30日

株 主 各 位

大阪市中央区淡路町一丁目7番3号

蝶理株式会社

代表取締役社長 先 瀨 一 夫

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。2頁から4頁の案内に従って、平成28年6月14日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月15日（水曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都港区港南二丁目15番4号 品川インターシティホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項

- (1) 第69期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第69期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- ＜ 会社提案 (第1号議案から第6号議案まで) ＞
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- ＜ 株主提案 (第7号議案および第8号議案) ＞
 - 第7号議案 定款変更の件
 - 第8号議案 剰余金の処分の件

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の**当社ウェブサイト** (<http://www.chori.co.jp/>) に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（５頁～20頁）をご検討の上、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の３つの方法がございます。

株主総会への出席による議決権行使



開催日時 平成28年6月15日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第69回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

書面による議決権行使



行使期限 平成28年6月14日（火曜日）午後5時30分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようにご返信ください。

インターネットによる議決権行使



行使期限 平成28年6月14日（火曜日）午後5時30分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>）にアクセスしていただき、議決権をご行使ください。
詳しくは次頁をご覧ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードをご変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.it-soukai.com/>

- (2) 行使期限は平成28年6月14日(火曜日)午後5時30分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様が変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行証券代行部**(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524** (平日9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日9:00~17:00)

議決権の行使についてのご注意

1. 賛否の表示のない議決権行使書用紙の取扱いについて

議決権行使書において各議案に賛否の表示のない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

2. 代理人による議決権行使について

代理人により議決権を行使される場合は、①委任した株主様の署名または記名捺印のある委任状及び②委任した株主様の議決権行使書用紙またはその他の株主様本人を確認できる資料のご提出が必要となります。

なお、代理人は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置する「監査等委員会設置会社」へ移行することといたしました。監査等委員である取締役が取締役会において議決権を行使することで取締役会の監督機能と経営の透明性を更に強化し、コーポレート・ガバナンス、内部統制を更に充実させ、企業価値の向上を図りたく存じます。

これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、定款の一部変更を行うものです。

2. 提案の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第1条～第2条 第1章 総則 ＜条文省略＞ ＜ 新設 ＞	第1条～第2条 第1章 総則 ＜現行通り＞ 第3条 (機関) <u>当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u>
第3条～第4条 ＜条文省略＞ 第2章 株式 第5条～第12条 ＜条文省略＞ 第3章 株主総会 第13条～第18条 ＜条文省略＞ 第4章 取締役および取締役会 第19条 (取締役会の設置) <u>当会社は取締役会を置く。</u>	第4条～第5条 ＜現行通り＞ 第2章 株式 第6条～第13条 ＜現行通り＞ 第3章 株主総会 第14条～第19条 ＜現行通り＞ 第4章 取締役および取締役会 ＜ 削除 ＞
第20条 (取締役の員数) 当会社の取締役は、10名以内とする。 ＜ 新設 ＞	第20条 (取締役の員数) <u>①当会社の取締役 (監査等委員である取締役を除く) は、10名以内とする。</u> <u>②当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>

現行定款	変更案
第21条（取締役の選任方法） ①取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ② <条文省略> ③ <条文省略> 第22条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 < 新設 > < 新設 > 第23条（代表取締役および役付取締役） ①取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② <条文省略> ③取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第24条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第21条（取締役の選任方法） ①取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。 ② <現行通り> ③ <現行通り> 第22条（取締役の任期） ①取締役（<u>監査等委員である取締役を除く</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 第23条（代表取締役および役付取締役） ①取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から</u>代表取締役を選定する。 ② <現行通り> ③取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第24条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。

現行定款	変更案
第25条 <条文省略> 第26条（取締役会の招集通知） ①取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第27条 <条文省略> 第28条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> 第29条 <条文省略> 第30条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役は、これに署名し、または記名押印する。 < 新設 > 第31条 <条文省略> 第5章 監査役および監査役会 <u>第32条（監査役および監査役会の設置）</u> <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u> <u>第33条（監査役の員数）</u> <u>当社の監査役は、3名以上とする。</u>	第25条 <現行通り> 第26条（取締役会の招集通知） ①取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第27条 <現行通り> 第28条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 第29条 <現行通り> 第30条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役は、これに署名し、または記名押印する。 <u>第31条（取締役への重要な業務執行の決定の委任）</u> <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。</u> 第32条 <現行通り> 第5章 監査等委員会 < 削除 > < 削除 >

現行定款	変更案
<u>第34条（監査役の選任の方法）</u> ①監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	< 削除 >
<u>第35条（監査役の任期）</u> ①監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	< 削除 >
<u>第36条（常勤の監査役）</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	< 削除 >
<u>第37条（監査役の報酬等）</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	< 削除 >
<u>第38条（監査役会の招集通知）</u> ①監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	<u>第33条（監査等委員会の招集通知）</u> ①監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
<u>第39条（監査役会の決議の方法）</u> 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。	<u>第34条（監査等委員会の決議の方法）</u> 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現行定款	変更案
第40条（監査役会の議事録） <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに署名し、または、記名押印する。</u> 第41条（監査役の責任免除） ①当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第42条（監査役会規則） <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u> 第6章 会計監査人 第43条（<u>会計監査人の設置</u>） <u>当社は、会計監査人を置く。</u> 第44条～第45条 <条文省略> 第46条（<u>会計監査人の報酬等</u>） <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u> 第7章 計算 第47条～第50条 <条文省略> < 新設 > < 新設 >	< 削除 > < 削除 > 第35条（監査等委員会規則） <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u> 第6章 会計監査人 < 削除 > 第36条～第37条 <現行通り> 第38条（<u>会計監査人の報酬等</u>） <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u> 第7章 計算 第39条～第42条 <現行通り> 附 則 第1条（<u>監査役の責任免除等に関する経過措置</u>） <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

また、取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名の選任をお願いするものであります。

本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

1
さき はま かず お
先濱 一夫
(昭和31年5月2日生)

所有する当社の株式の数：3,400株

再任

略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

昭和55年4月	当社	入社	平成24年4月	当社	執行役員
平成8年10月	当社	化成品第1部第4課統轄			化学品・機械・電子機器材副本部長
平成13年10月	当社	電子機器材BUゼネラルマネージャー			(有機化学品、化工原料)
平成16年8月	当社	機能機器材部長	平成25年6月	当社	取締役
平成19年9月	当社	機能機器・材料部長			化学品・機械・電子機器材副本部長
平成21年4月	蝶理（中国）商業有限公司副総経理				(有機化学品・化工原料・ファインケミカル・ライフサイエンス)
平成22年6月	当社	執行役員	平成26年6月	当社	取締役
		化学品・機械・電子機器材副本部長（中国事業）			化学品・機械・電子機器材本部長
		兼、蝶理（中国）商業有限公司副総経理	平成27年1月	当社	代表取締役社長（現在）
		兼、蝶理（天津）有限公司総経理			

■取締役候補者とした理由

昭和55年の入社以来、主に化学品・機械事業に従事し、蝶理（中国）商業有限公司副総経理、取締役 化学品・機械・電子機器材本部長等を経て、平成27年から代表取締役社長（現職）を務めるなど、当社における豊富な業務経験と、商社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引続き取締役候補者となりました。

2
はつ や まさ ゆき
初谷 雅行
(昭和26年9月20日生)

所有する当社の株式の数：4,100株

再任

略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

昭和49年4月	当社	入社	平成22年6月	当社	取締役 主計部担当
平成3年4月	当社	東京審査部関連事業グループ主管			兼、兼事総合管理室担当
平成9年7月	株式会社ベネ力取締役	出向	平成24年6月	当社	常務取締役 経営政策本部長
平成14年4月	当社	事業開発室長代行			兼、兼事総合管理室担当
		兼、海外協力室ゼネラルマネージャー	平成25年6月	当社	常務取締役 経営政策本部長
平成15年7月	当社	アパレル業務企画部長			兼、兼事総合管理室担当、経営会議議長
平成20年1月	当社	主計部長	平成27年1月	当社	専務取締役 経営政策本部長、
平成20年6月	当社	執行役員 主計部担当 兼、主計部長			経営会議議長（現在）

■取締役候補者とした理由

昭和49年の入社以来、主に審査、財務、経営管理業務に従事し、執行役員 主計部担当等を経て、現在は専務取締役 経営政策本部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と、商社の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引続き取締役候補者となりました。

3 あん どう とし ひこ 安藤 敏彦

(昭和27年7月20日生)

所有する当社の株式の数：500株

再任

略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

昭和50年4月	東レ株式会社 入社	平成26年4月	東レ株式会社常任理事
平成13年6月	ラッキーテックス（タイランド）社取締役		東麗（中国）投資有限公司副董事長
平成14年6月	東レ株式会社短繊維事業部長	平成27年6月	当社 常務取締役 管理本部長 兼、海外調査・開発室長（現在）
平成19年12月	東麗（中国）投資有限公司董事		
平成21年6月	トーレ・インダストリーズ（サウス・チャイナ） 社取締役		
	トーレ・インダストリーズ（H.K.）社社長		
平成24年6月	東レ株式会社常任理事		
	東麗（中国）投資有限公司董事		
	トーレ・インダストリーズ（サウス・チャイナ） 社社長		
	タル・ニッツ社社長		

■取締役候補者とした理由

昭和50年に東レ株式会社に入社以来、主に繊維原料の海外営業業務に従事し、同社の常任理事 東麗（中国）投資有限公司副董事長等を経て退社後、現在は当社の常務取締役 管理本部長として豊富な海外業務経験と、経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

4 い せ だ なが お 伊勢田 長生

(昭和26年6月22日生)

所有する当社の株式の数：3,000株

再任

略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

昭和50年4月	当社 入社	平成27年1月	当社 常務取締役 繊維全般、繊維素材本部長 兼、繊維素材業務企画部担当
平成15年7月	当社 北陸原料BUゼネラルマネージャー		兼、大阪本社担当
平成17年9月	当社 繊維原料部長 兼、北陸支店長	平成27年7月	当社 常務取締役 繊維全般、繊維素材本部長 兼、繊維業務企画部担当
平成19年6月	当社 執行役員 繊維素材副担当		兼、繊維物流部担当
平成21年6月	当社 取締役 繊維素材担当 兼、繊維素材業務企画部担当		兼、大阪本社担当（現在）
平成24年6月	当社 常務取締役 繊維素材本部長 兼、繊維素材業務企画部担当		

■取締役候補者とした理由

昭和50年の入社以来、主に繊維素材事業に従事し、北陸支店長、執行役員 繊維素材副担当等を経て、現在は常務取締役 繊維素材本部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と、商社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

5 やぶ しげ まさ
敷 茂正 (昭和36年4月7日生)

所有する当社の株式の数：6,235株

再任

略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

昭和60年4月	当社	入社	平成27年6月	当社	取締役 経営政策本部 経営政策部担当
平成11年1月	当社	総合企画室		兼、管理本部 主計部、物流管理部担当	
平成16年5月	当社	経営政策部課長		兼、兼事総合管理室担当	
平成18年7月	当社	総務部広報課長	平成27年7月	当社	取締役 経営政策本部 経営政策部担当
平成22年6月	当社	主計部長		兼、管理本部 主計部担当	
平成24年6月	当社	経営政策部長		兼、兼事総合管理室担当（現在）	
平成25年6月	当社	執行役員 経営政策本部 経営政策部担当			

■取締役候補者とした理由

昭和60年の入社以来、主に経営管理、審査・法務、広報・ＩＲ業務に従事し、執行役員 経営政策部担当等を経て、現在は取締役 経営政策部担当兼主計部担当を務めるなど、当社における豊富な業務経験と、商社の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

6 わた なべ ひろ ゆき
渡邊 裕之 (昭和37年7月4日生)

所有する当社の株式の数：700株

再任

略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

昭和60年4月	当社	入社	平成26年6月	当社	執行役員
平成2年7月	当社	北京駐在員事務所 兼、天津駐在員事務所長			化学品・機械・電子機器材副本部長（中国事業） 兼、蝶理（中国）商業有限公司副総経理
平成11年4月	当社	化成品・物資事業部門石化原料部 第2グループリーダー			兼、蝶理（天津）有限公司総経理 兼、蝶理（広州）貿易有限公司総経理
平成15年10月	当社	ウレタン原料部第1課長	平成27年4月	当社	執行役員
平成18年6月	当社	ウレタン原料部長			化学品・機械・電子機器材本部長 兼、化学品・機械業務企画部担当
平成24年4月	蝶理（中国）商業有限公司副総経理 兼、蝶理（天津）有限公司総経理				兼、化学品・機械物流部担当
平成24年6月	当社 理事		平成27年6月	当社	取締役
	化学品・機械・電子機器材副本部長（中国事業） 兼、蝶理（中国）商業有限公司副総経理 兼、蝶理（天津）有限公司総経理				化学品・機械・電子機器材本部長 兼、化学品・機械業務企画部担当 兼、化学品・機械物流部担当（現在）
平成25年4月	当社 理事				
	化学品・機械・電子機器材副本部長（中国事業） 兼、蝶理（中国）商業有限公司副総経理 兼、蝶理（天津）有限公司総経理 兼、蝶理（広州）貿易有限公司総経理				

■取締役候補者とした理由

昭和60年の入社以来、主に化学品・機械事業に従事し、執行役員 化学品・機械・電子機器材副本部長等を経て、現在は取締役 化学品・機械・電子機器材本部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と、商社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者となりました。

7

ます だ しょう ご
栢田 章吾

(昭和26年8月15日生) 所有する当社の株式の数：0株

新任

略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

昭和50年4月 東レ株式会社 入社

平成11年1月 Penfabric Sdn. Berhad取締役
兼、財務経理部門主幹
(マレーシア地区財經チーフ)

平成13年6月 東レ株式会社 経理部長

平成18年6月 同社 関連事業本部長補佐

兼、関連業務部長兼、経営企画室参事

平成19年6月 同社 取締役 関連事業本部副本部長

平成19年6月 当社 社外監査役（現在）

平成23年6月 東レ株式会社 常務取締役 関連事業本部長
(現在)**■取締役候補者とした理由**

東レ株式会社における経理・管理・企画関連業務の豊富な経験と深い専門能力を有しており、当社の社外監査役としての長年の経験もあることから取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 栢田章吾氏は業務を執行しない取締役として就任する予定ですので、当社との間で定款に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約における損害賠償責任の限度額は、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項に定める最低責任限度額となります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として生じるものとします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

1 青山 正史

(昭和32年10月11日生) 所有する当社の株式の数：600株

新任

略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

昭和55年4月	当社	入社	平成21年4月	当社	化学品・機械物流部長
昭和63年11月	当社	ジャカルタ駐在員事務所	平成25年6月	当社	監査役（現在）
平成11年2月	当社	化成品・物資事業部門化工原料部第2課			
		統轄			
平成18年2月	蝶理（中国）	商業有限公司副総経理			

■取締役候補者とした理由

昭和55年の入社以来、主に化学品・機械事業に従事し、蝶理（中国）商業有限公司副総経理等を経て、現在は常勤監査役を務めるなど、当社における豊富な業務経験と、商社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者となりました。

2 下河邊 和彦

(昭和22年12月12日生) 所有する当社の株式の数：0株

社外取締役

独立役員

再任

略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

昭和49年4月	弁護士登録	平成23年6月	当社	社外監査役
平成17年10月	株式会社産業再生機構社外取締役・産業再生委員	平成23年7月	フロンティア・マネジメント株式会社	
平成19年4月	東京弁護士会会長		社外監査役（現在）	
平成19年4月	日本弁護士連合会副会長	平成23年10月	原子力損害賠償支援機構運営委員会委員長	
平成19年10月	日本郵政株式会社社外取締役・監査委員	平成24年6月	東京電力株式会社取締役会長	
平成23年4月	公益財団法人藤原ナチュラルヒストリー振興財団	平成26年12月	株式会社経営共創基盤社外監査役（現在）	
	理事長（現在）	平成27年6月	当社	社外取締役（現在）

■取締役候補者とした理由

弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有し、平成23年からは当社の社外監査役を務めるなど、当社の業務内容に関する知見も有しておられ、現在は社外取締役として高い見識をもとに当社の経営に対して的確な助言を行っておられることから、引続き社外取締役候補者となりました。

略歴（地位及び担当並びに重要な兼職の状況）

昭和49年 4月	弁護士登録	平成23年 7月	総務省年金記録確認に関する中央第三者委員会 委員長代理
平成16年 6月	日本特殊塗料株式会社社外監査役	平成25年 6月	セイコーエプソン株式会社社外監査役（現在）
平成18年 4月	第一東京弁護士会会長	平成26年 6月	王子ホールディングス株式会社社外取締役（現在）
平成18年 4月	日本弁護士連合会副会長	平成27年 6月	日本特殊塗料株式会社社外取締役（現在）
平成21年 4月	日本弁護士国民年金基金理事長	平成27年 6月	当社 社外監査役（現在）
平成23年 3月	法制審議会委員		
平成23年 6月	当社 補欠の監査役		

■取締役候補者とした理由

過去に社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有し、平成27年からは当社の社外監査役を務めるなど、当社の業務内容に関する知見も有しておられることから、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 下河邊和彦および奈良道博の両氏は社外取締役候補者であります。また、いずれも東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。
3. 下河邊和彦および奈良道博の両氏と当社との間で定款に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約における損害賠償責任の限度額は、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項に定める最低責任限度額となります。
4. 下河邊和彦氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって1年となります。
5. 奈良道博氏が2015年6月から社外取締役（2004年6月から2014年6月までは社外監査役）として在任している日本特殊塗料株式会社において、2015年8月に元従業員が取引先への振込支払金を不正に取得していたことが発覚しました。同氏はこの事実を認識しておりませんが、日ごろからコンプライアンスの重要性に関する様々な発言を行っており、発覚後においてもコンプライアンスの徹底及び管理体制の強化等の再発防止についての提言を行っております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として生じるものとします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

1	さわ の まさ あき 澤野 正明 (昭和29年3月2日生)	所有する当社の株式の数：0株	社外取締役	独立役員	新任
---	---	----------------	-------	------	----

略歴（地位並びに重要な兼職の状況）

昭和60年4月 弁護士登録	平成25年5月 日本弁護士連合会司法制度調査会法制審議会民法（債権関係）部会バックアップチーム座長（現在）
平成18年4月 日本弁護士連合会常務理事	平成26年4月 独立行政法人都市再生機構経営基本問題懇談会委員（現在）
平成18年4月 第一東京弁護士会副会長	平成27年6月 当社 補欠の監査役（現在）
平成24年5月 日本弁護士連合会司法制度調査会委員長	
平成24年9月 株式会社ホームメイドクッキング社外監査役（現在）	

■補欠の取締役候補者とした理由

弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統括する十分な見識を有しておられることから、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、監査等委員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、補欠の社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
3. 同氏と当社との間で定款に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約における損害賠償責任の限度額は、職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項に定める最低責任限度額となります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第59回定時株主総会において、年額3億円以内とご承認いただき現在に至っております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に関する定めにて代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3億円以内と定めること、並びに各取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきますたく存じます。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたたく存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件」の効力が生じますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名となる予定です。

本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきますたく存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は3名となる予定です。

本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として生じるものとします。

＜株主提案（第7号議案および第8号議案）＞

第7号議案および第8号議案は、株主様2名（以下「提案株主」といいます。）からの提案によるものです。

第7号議案 定款変更の件

1. 株主提案の内容

現行定款の第48条を削除するとともに、現行定款の第49条を第48条に、現行定款の第50条を第49条にそれぞれ繰り上げる。なお、本議案（定款変更の件）は、次の議案（剰余金の処分の件）に先立ち決議されるものとし、株主総会において承認可決された時点でその効力を生じるものとする。

2. 株主提案の理由

現在、当社の剰余金の配当等は、取締役会の決議によって決定されることとなっています。これは、取締役会が剰余金の配当等について株主の利益を反映した適切な決定を行うことを前提とした制度ですが、当社は十分に高い自己資本比率を維持できる自己資本を有し、かつ、現金および現金同等物ならびに投資有価証券等を豊富に保有しているにもかかわらず、その配当は数年にわたり当期純利益の20%前後にとどまり、株主の利益を反映した適切な決定を行ってきたとはいえません。

当社の株主の利益のためには、剰余金配当等の決定権は株主総会に戻すべきです。

（会社注）以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案内容および提案理由をそのまま記載したものです。

○取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社の剰余金等配当の決定機関につきましては、機動的な資本政策を行うために、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によることとしております。現状においても、資本政策の機動性を確保することが必要であると考えております。

また、当社の取締役会は、株主の皆様への機動的な利益還元と、経営・財務の安定性確保の観点から、親会社株主に帰属する当期純利益の水準に応じた業績連動型配当の実施を基本方針とし、適切と考えられる配当額を決定しております。

従いまして、本議案における定款一部変更の必要はないと考えております。

第8号議案 剰余金の処分の件

1. 株主提案の内容

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

上記1の議案（定款変更の件）が承認可決されることを条件に、第69期の期末剰余金の配当として、普通株式1株当たり、平成28年3月期の連結上の1株当たり当期純利益の金額（ただし、小数点第一位以下を切り捨てた金額）を配当する。

なお、この場合の配当総額は、上記の1株当たりの配当金額に平成28年3月31日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月に開催される貴社定時株主総会の開催日の翌日

2. 株主提案の理由

当社の平成28年3月期第3四半期決算短信によれば、平成27年12月31日現在の四半期連結貸借対照表上、有利子負債は約42億円に過ぎません。一方、保有する現預金は約84億円、関係会社預け金は約10億円です。

また、当社は、平成27年3月末現在で投資有価証券として約68億円（平成28年3月23日公表の売却済の投資有価証券を控除すると約52億円）を保有していますが、これらの内の多くが政策保有株式です。平成27年6月から「コーポレートガバナンス・コード」が適用されていることもあり、同コードに適合しない政策投資株式は売却するべきでしょう。この売却により得られた資金を今後の新規のビジネス開発やM&A等に充当し、さらに株主還元にも活用することが可能です。平成27年12月31日現在で、当社の純資産（連結）は約429億円（1株当たり約1754円）、予想当期純利益（連結）は44億円（1株当たり179円）です。この場合、自己資本利益率（ROE）は約10.3%であり、一方、当社が平成28年1月26日に公表した1株当たり年間配当36円を前提とすると、自己資本配当率は約2.1%、配当性向は20.1%です。自己資本の大きさおよび予想当期純利益に鑑み、この予定配当金の額では、株主からみてその水準は十分なものではありません。当社は、これ以上会社内に資金を留保する必要はなく、余剰資金を株主に還元することが、株主価値を高め、ひいては株価を向上させることにつながりますので、剰余金の配当を大幅に増額すべきです。逆に、これ以上現金類似資産の保有を増加させても、金利はほぼゼロ又はマイナスであり、実質的な資産価値は減少するおそれさえあります。

なお、今回提案する剰余金の処分案を実行しても、その配当総額は当期純利益の範囲内であることから、前期末の当社の純資産及び現預金水準を大きく変えるものではなく、当社の財務状態は良好なままです。

（会社注）以上は、提案株主から提出された株主提案書の提案内容および提案理由をそのまま記載したものです。なお、「株主提案の内容」中にある「貴社定時株主総会」とは当社定時株主総会を、「上記1の議案」とは、第7号議案を指しております。

○取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は株主への利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けており、機動的な利益還元と、経営・財務の安定性確保の観点から、親会社株主に帰属する当期純利益の水準に応じた業績連動型配当の実施を基本方針としております。

この基本方針の下、2011年度期末配当金から配当額は連結配当性向20%を目途としており、この配当性向を継続しております。

また、持続的な成長のためには、更なる財務基盤の安定と事業収益力の拡大に向けた事業投資等に充当する内部留保資金の確保が必要であります。

当社といたしましては、今後も株主の皆様への安定的かつ継続的な利益還元と成長戦略への投資のための内部留保の確保が中長期的にも企業価値を向上させ、株主の皆様の利益に資するものと考えております。

従いまして、1株当たり当期純利益の金額を配当することを求める本議案につきましては反対いたします。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済・金融政策により、景況感は改善に向かう中でスタートしましたが、後半は新興国経済の成長鈍化、特に中国経済の不安定さが顕著となり世界経済の減速感が増してきました。当社の置かれた事業環境では、消費増税後の消費回復の弱さや暖冬による消費マインドの停滞及び原油・資源価格の下落の影響を受けました。

このような状況下、中期経営計画「躍進2016」の諸施策を着実に遂行した結果、当連結会計年度の売上高は、ミヤコ化学㈱の連結子会社化により、前年同期比17.4%増の2,915億78百万円となりました。営業利益・経常利益は、中国繊維製品内販事業の見直しの加速と為替変動による外貨建債権・債務の為替洗替損の計上により、それぞれ前年同期比3.3%減の53億69百万円、前年同期比7.5%減の55億18百万円となりました。税金等調整前当期純利益は、投資有価証券売却益の計上もあり、前年同期比32.3%増の70億18百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年同期比3.5%増の42億97百万円となりました。

事業区分別の売上高及びその概要は次のとおりです。

繊維事業では、繊維素材分野が堅調に推移し、売上高は前年同期比0.8%増の1,170億50百万円となり、投資有価証券売却益の計上等を主因として、セグメント利益（税金等調整前当期純利益）は前年同期比80.4%増の47億62百万円となりました。

化学品事業では、ミヤコ化学㈱の連結子会社化により、売上高は前年同期比44.2%増の1,337億42百万円となりましたが、外貨建債権・債務の為替洗替損の影響並びに前年同期には関係会社株式売却益もあり、セグメント利益（税金等調整前当期純利益）は前年同期比12.4%減の21億59百万円となりました。

機械事業では、中南米向け車輛事業が堅調に推移し、売上高は前年同期比3.7%増の407億4百万円となりましたが、取引採算が厳しく、外貨建債権・債務の為替洗替損の影響もあり、セグメント利益（税金等調整前当期純利益）は前年同期比89.3%減の19百万円となりました。

その他の事業では、売上高は前年同期比75.4%減の80百万円となりました。セグメント利益（税金等調整前当期純利益）は、22百万円（前年同期は42百万円のセグメント損失（税金等調整前当期純損失））となりました。

事業区分別売上高、営業利益及び税金等調整前当期純利益

年 度		平成26年度		平成27年度 (当連結会計年度)		前 年 度 対 比	
事業区分	科目	金 額	構成比	金 額	構成比	増 減 額	増減率
織 維	売上高	百万円 116,105	% 46.8	百万円 117,050	% 40.1	百万円 944	% 0.8
	営業利益	3,266	—	3,136	—	△130	△4.0
	税金等調整前 当期純利益	2,639	—	4,762	—	2,122	80.4
化 学 品	売上高	92,717	37.3	133,742	45.9	41,024	44.2
	営業利益	2,142	—	2,229	—	87	4.1
	税金等調整前 当期純利益	2,463	—	2,159	—	△304	△12.4
機 械	売上高	39,243	15.8	40,704	14.0	1,460	3.7
	営業利益	97	—	△15	—	△112	—
	税金等調整前 当期純利益	183	—	19	—	△164	△89.3
そ の 他	売上高	329	0.1	80	0.0	△248	△75.4
	営業利益	34	—	11	—	△22	△65.2
	税金等調整前 当期純利益	△42	—	22	—	65	—
合 計	売上高	248,396	100.0	291,578	100.0	43,181	17.4
	営業利益	5,552	—	5,369	—	△183	△3.3
	税金等調整前 当期純利益	5,305	—	7,018	—	1,712	32.3

- (注) 1. 売上高は外部顧客に対する売上高を表示しております。
2. 営業利益及び税金等調整前当期純利益は連結調整消去後の金額を表示しております。なお、合計欄の営業利益及び税金等調整前当期純利益には全社調整額・連結消去額を含んでおります。

2. 資金調達の状況

当連結会計年度において、資金調達の多様化・低利調達を目的として受取手形の流動化を促進しております。また、資金調達の安定化を目的として株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする金融機関3社との間で、総額100億円のコミットメントライン契約を締結しました。

3. 対処すべき課題

当社及びグループ企業は、2016年度を最終年度とする中期経営計画「躍進2016」（平成26年4月23日開示）を策定いたしました。「躍進2016」を着実に推進し、高機能・高専門性を基盤としてグローバルに進化する企業集団を実現し、更なる企業価値の増大を図ってまいります。

①連結経営基盤強化

「事業の継続的見直しと入替」、「業務・事務効率化によるコスト削減」を通じ、連結事業基盤の強化に取り組んでまいります。また、グローバル展開を加速させ、「連単倍率の拡大」、「海外事業強化」を推進してまいります。

②人的基盤強化

「ローカライゼーション推進・強化」、「人材育成」、「コンプライアンス・ガバナンス力の更なる強化」を通じて、人的基盤の強化を図ってまいります。

③新規開発・M&A

新規開発・M&Aを通じて、事業範囲の拡大・連単倍率の拡大を推進してまいります。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度	平 成 26 年 度	平 成 27 年 度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	221,847	244,286	248,396	291,578
営 業 利 益 (百万円)	5,105	5,492	5,552	5,369
経 常 利 益 (百万円)	5,466	5,831	5,966	5,518
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,944	3,715	4,153	4,297
1株当たり当期純利益 (円)	117.57	151.54	169.40	175.31
総 資 産 (百万円)	71,851	78,221	84,289	98,736
純 資 産 (百万円)	31,385	36,417	41,473	42,882
1株当たり純資産 (円)	1,275.84	1,481.00	1,688.74	1,746.27

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準（改正平成22年6月30日企業会計基準委員会）」に従って算定表示しております。
2. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
3. 平成24年10月1日付で10株につき1株の割合で株式併合を行いました。平成24年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

5. 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は東レ株式会社で、当社の普通株式12,967千株（議決権比率52.98%）を保有しております。
当連結会計年度における同社との取引は、売上高41億24百万円、仕入高87億14百万円であります。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権 比 率(%)	主要な事業内容
ミヤコ化学株式会社	百万円 296	100.00	化学品・合成樹脂・医薬品・食品・ 電子部品等の原料、製品等の仕入・ 販売
パイ・ティ・アイ・ジャパン株式会社	百万円 499	100.00	化学品・建材・工業品等の輸入販売
株式会社東京白ゆり會	百万円 30	100.00	婦人服の企画・製造・販売
蝶理 M O D A 株式会社	百万円 30	100.00	繊維製品のマーケティングに関する 情報提供、商材企画開発及びコンサル タント業
株式会社ビジネスアンカー	百万円 10	100.00	事務処理受託業
Chori America, Inc.	千米ドル 4,000	100.00	各種商品の米国内販売、輸出入及び 海外取引
蝶理（中国）商業有限公司	千元 55,314	100.00	各種商品の中国内販売、輸出入及び 海外取引
Chori Co., (Hong Kong) Ltd.	千香港ドル 20,000	100.00	各種商品の香港周辺諸国への販売、 輸出入及び海外取引
Chori Singapore Pte.Ltd.	千シンガポールドル 4,000	100.00	各種商品の輸出入及び海外取引
Chori Europe GmbH	千ユーロ 1,375	100.00	各種商品の欧州各国への販売、輸出 及び海外取引
蝶理（大連）貿易有限公司	千元 8,112	100.00	各種商品の中国内販売、輸出入及び 海外取引
Thai Chori Co., Ltd.	千バーツ 202,000	98.94	各種商品のタイ国内販売、輸出入及 び海外取引

③事業年度末における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

6. 主要な事業内容

当社グループは、各種商品の国内販売及び輸出入取引を業務とし、次のとおり繊維、化学品、機械及びその他の四つの事業区分に大別することができます。

事業区分	取扱品目
繊維	化・合繊、その他の天然繊維等の綿及び原糸並びに化・合繊、絹その他の天然繊維等の織物、編物及び製品並びに産業資材
化学品	有機化学品、無機化学品、精密化学品、医薬原料、食品・飼料添加剤及び天鈹産品
機械	車輛、機械及び関連資材
その他	事務処理受託業

7. 主要な営業所及び工場

イ)当社の主要な事業所

大阪本社（大阪市中央区）、東京本社（東京都港区）、北陸支店（石川県金沢市）
台北支店（台湾）

ロ)主要な子会社の事業所

国内子会社：ミヤコ化学(株)（東京都千代田区）、パイ・ティ・アイ・ジャパン(株)（東京都千代田区）
 (株)東京白ゆり會（東京都台東区）、蝶理MODA(株)（東京都渋谷区）
 (株)ビジネスアンカー（大阪市中央区）

海外現地法人：Chori America,Inc.（アメリカ）、蝶理（中国）商業有限公司（中国）
 Chori Co., (Hong Kong) Ltd.（中国）
 Chori Singapore Pte.Ltd.（シンガポール）、Chori Europe GmbH（ドイツ）
 蝶理（大連）貿易有限公司（中国）、Thai Chori Co., Ltd.（タイ）

8. 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数（名）	前期比（名）
繊維	439 < 344 >	△269
化学品	268 < 27 >	93
機械	15 < 2 >	-
その他の	61 < 22 >	3
全社（共通）	141 < 22 >	6
合計	924 < 417 >	△167

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数欄の＜外書＞は、当連結会計年度における平均臨時雇用者数であります。
 3. 従業員数が当連結会計年度に167名減少しておりますが、これは主として繊維事業の子会社2社を清算及び化学品事業の子会社1社を連結子会社化したことによるものであります。

なお、当社の従業員の状況は次のとおりです。

従業員数（名）	前期比（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
365	△7	38.3	13.5

- (注) 従業員数は、就業人員であります。但し、海外支店・海外事務所の現地使用人は含まれておりません。

9. 主要な借入先

当連結会計年度末における借入金は連結子会社の借入によるもので、特筆すべきものではありません。

- (注) 当社は金融機関3社と総額100億円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 55,000,000株
2. 発行済株式の総数 25,303,478株
3. 株主数 6,045名
4. 一単元の株式 100株
5. 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
東 レ 株 式 会 社	12,967,310	52.89
ピーピーエイチ ファイデリティ ビューリタン ファイデリティ シリーズ インtrinsic オポチュニティズ フアンド	1,434,500	5.85
インターラスト トラストィーズ(ケイマン) リミテッド ソーラー イン イット キャピタル アズ トラストィー オブ ジャパン アップ	665,700	2.72
株 式 会 社 ワ コ ー ル	548,890	2.24
ピーピーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズ ストック フアンド (プリンシパル オールセクター サポート フォリオ)	467,800	1.91
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ファイデリティ ファンズ	406,100	1.66
インターラスト トラストィーズ(ケイマン) リミテッド アズ トラストィー オブ ジャパン アップ ユニット トラスト	300,000	1.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	271,700	1.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	228,500	0.93
HSBC BANK PLC A/C MARATHON FUSION JAPAN PARTNERSHIP LP	228,000	0.93

(注) 1. 当社は、自己株式を787,419株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式(787,419株)を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	先 瀨 一 夫	
専 務 取 締 役	初 谷 雅 行	経営政策本部長
常 務 取 締 役	安 藤 敏 彦	管理本部長
常 務 取 締 役	伊勢田 長 生	繊維全般、繊維素材本部長
取 締 役	井 上 邦 久	中国総代表
取 締 役	藪 茂 正	経営政策本部 経営政策部担当、管理本部 主計部担当
取 締 役	渡 邊 裕 之	化学品・機械・電子機器材本部長
取 締 役	下河邊 和 彦	フロンティア・マネジメント株式会社社外監査役、株式会社経営共創基盤社外監査役
常 勤 監 査 役	青 山 正 史	
常 勤 監 査 役	正 広 秀 樹	
監 査 役	枅 田 章 吾	東レ株式会社常務取締役関連事業本部長、東レインターナショナル株式会社社外取締役、東レエンジニアリング株式会社社外取締役、東レ・デュポン株式会社社外取締役、東レ・ダウコーニング株式会社社外取締役、曾田香料株式会社社外取締役、日本バイリーン株式会社社外取締役
監 査 役	奈 良 道 博	セイコーエプソン株式会社社外監査役、王子ホールディングス株式会社社外取締役、日本特殊塗料株式会社社外取締役

(注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

就任 平成27年6月15日開催の第68回定時株主総会において安藤敏彦、藪茂正、渡邊裕之、下河邊和彦の各氏は取締役に、奈良道博氏は監査役にそれぞれ新たに選任され就任いたしました。

退任 平成27年6月15日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって取締役小林純、三浦誠、降矢純の各氏は取締役を、監査役下河邊和彦氏は監査役をそれぞれ退任いたしました。

2. 取締役 下河邊和彦氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3. 監査役 枅田章吾、監査役 奈良道博の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

4. 取締役 下河邊和彦、監査役 奈良道博の両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

5. 社外取締役 下河邊和彦氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。

6. 監査役 青山正史氏は、長年に亘り当社で化学品事業の営業に従事し、化学品・機械物流部長を経験し、当社の事業活動における慣行・仕組について相当の知見を有するものであります。

7. 監査役 正広秀樹氏は、長年に亘り当社で繊維事業の営業に従事し、繊維素材業務企画部長を経験し、その後、執行役員として人事総務部を担当し、当社の事業活動における慣行・仕組について相当の知見を有するものであります。

8. 社外監査役 枅田章吾氏は、東レ株式会社の常務取締役関連事業本部長であり、同社の経理部長、関連事業本部長補佐を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

9. 社外監査役 奈良道博氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統括する十分な知見を有するものであります。

10. 経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し、業務執行に関する意思決定の迅速化と経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しております。

執行役員は、以下のとおり13名であります。(平成28年3月31日現在)

役 名	氏 名	主 たる 職 名 と 担 当
社長執行役員	先 瀆 一 夫	C E O & C O O
執 行 役 員	初 谷 雅 行	経営政策本部長、経営会議議長
執 行 役 員	安 藤 敏 彦	管理本部長 兼、海外調査・開発室長
執 行 役 員	伊勢田 長 生	繊維全般、繊維素材本部長 兼、繊維業務企画部担当 兼、繊維物流部担当 兼、大阪本社担当
執 行 役 員	井 上 邦 久	中国総代表 兼、蝶理（中国）商業有限公司董事長 兼、蝶理（上海）有限公司董事長 兼、蝶理（天津）有限公司董事長 兼、蝶理（広州）貿易有限公司董事長 兼、蝶理（香港）有限公司会長
執 行 役 員	藪 茂 正	経営政策本部 経営政策部担当 兼、管理本部 主計部担当 兼、薬事総合管理室担当
執 行 役 員	渡 邊 裕 之	化学品・機械・電子機器材本部長 兼、化学品・機械業務企画部担当 兼、化学品・機械物流部担当
執 行 役 員	圓 井 亮	繊維製品本部長 兼、蝶理（大連）貿易有限公司董事長
執 行 役 員	汪 奮 毅	蝶理（中国）商業有限公司総経理 兼、蝶理（上海）有限公司総経理 兼、中国繊維事業担当
執 行 役 員	速 水 淳	化学品・機械・電子機器材副本部長（機械・機能材料） 兼、機械・機能材料部長 兼、機能機材開発室長 兼、北京事務所所長
執 行 役 員	吉 田 裕 志	繊維素材副本部長（合繊・カーシート、合繊・テキスタイル） 兼、合繊・カーシート部長 兼、北陸支店長
執 行 役 員	中 山 佐登子	経営政策本部 人事総務部、システム部担当 兼、業務効率化・経費合理化プロジェクト担当
執 行 役 員	郷 田 範 泰	繊維製品副本部長（アパレル第3、ユニフォーム） 兼、アパレル第3部長 兼、ユニフォーム部長

(注) 平成28年4月1日付で、以下の執行役員につき主たる職名と担当の異動がありました。また、汪 奮毅氏は執行役員を退任し、専任理事に就任し、主たる職名と担当の異動がありました。

役 名	氏 名	主 たる 職 名 と 担 当
執 行 役 員	速 水 淳	化学品・機械・電子機器材副本部長（機械・機能材料） 兼、機械・機能材料部長 兼、北京事務所所長
執 行 役 員	郷 田 範 泰	繊維製品副本部長（機能衣料、インナーウェア）
専 任 理 事	汪 奮 毅	蝶理（中国）商業有限公司 総経理助理

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役全員との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低限度額であります。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 払 人 員	支 給 総 額
取 締 役	11名	216百万円
監 査 役	4名	51百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
2. 上記の監査役支払人員には、社外監査役1名は無報酬のため含まれておりません。
3. 支給総額には、当事業年度に係わる役員賞与36百万円（取締役7名）を含めております。
4. 上記のほかに社外役員が当社親会社又は当社親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬額は46百万円であります。
5. 平成18年6月29日開催の第59回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額3億円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬額は1億円以内とご承認をいただいております。

4. 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役柗田草吾氏は、当社の親会社である東レ株式会社の常務取締役を兼務しております。

②他の法人等の社外役員との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役下河邊和彦氏は、フロンティア・マネジメント株式会社社外監査役、及び株式会社経営共創基盤社外監査役を兼務しておりますが、当社とこれらの会社との間には特別な関係はありません。

監査役柗田草吾氏は、東レインターナショナル株式会社社外取締役、東レエンジニアリング株式会社社外取締役、及び曾田香料株式会社社外取締役を兼務しております。これらの会社の親会社は、当社の親会社である東レ株式会社であり、当社は東レインターナショナル株式会社と化学品原料等の取引を行っています。また、同氏は東レ・デュポン株式会社社外取締役、東レ・ダウコーニング株式会社社外取締役、及び日本バイリーン株式会社社外取締役を兼務しておりますが、当社とこれらの会社との間には特別な関係はありません。

監査役奈良道博氏は、王子ホールディングス株式会社社外取締役、日本特殊塗料株式会社社外取締役、及びセイコーエプソン株式会社社外監査役を兼務しておりますが、当社とこれらの会社との間には特別な関係はありません。

③主な活動状況

平成27年度の取締役会には、下河邊取締役が平成27年6月就任以降開催された19回中19回、杵田監査役が24回中17回、奈良監査役が平成27年6月就任以降開催された19回中18回出席し、法務、財務及び会計に関する豊富な知識と幅広い見識を活かし、発言を行っております。

平成27年度の監査役会には、杵田監査役が15回中14回、奈良監査役が平成27年6月就任以降開催された11回中11回出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④社外役員の報酬等の総額

人 数	報酬等の額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
3名	26百万円	46百万円

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 責任限定契約の内容の概要

特に定めておりません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|-------|
| ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬 | 60百万円 |
| ②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 70百万円 |

(注) 1.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などが当社の事業内容や事業規模に照らし適切であるかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断を行っております。
2.当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士（又は監査法人）の監査を受けております。
3.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

4. 非監査業務の内容

国際財務報告基準（IFRS）に関する助言・指導業務等

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・「企業行動指針」をはじめとするコンプライアンス体制に関する規定を制定し、法令遵守および社会倫理の遵守を企業活動の行動規範とする。
 - ・企業の社会的責任を認識し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との関係を遮断・排除する。
 - ・当社グループの取締役・執行役員および使用人へコンプライアンスの周知徹底を図るため、管理系部署が連携して、コンプライアンス研修および教育研修等を行う。
 - ・社長を委員長とする「法令遵守委員会」を設置し、当社グループのコンプライアンス上の重要な問題を審議し、必要に応じその結果を経営会議および取締役会に報告する。
 - ・各業務担当取締役・執行役員は、各業務固有の当社グループのコンプライアンスを分析し、その対策を具体化する。
 - ・「内部統制規程」に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制を確立し運用する。
 - ・業務監査部は「業務監査規程」に基づき、当社グループのコンプライアンスの状況等を監査し、その活動は定期的に取締役会および監査役会に報告されるものとする。
 - ・使用人が法令遵守委員会、顧問法律事務所の担当弁護士、労働組合および監査役に直接情報提供することを可能とする「連絡制度」を設置するとともに、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
 - ・法令・定款・社内規程違反行為については、「懲罰委員会」の審議を経て、経営会議および取締役会にて具体的な処分を決定する。

(当該体制の運用状況)

当社グループは、コンプライアンスに関する内部統制の整備および監督の実施に向け、「企業行動指針」をはじめとする規定を定め、法令遵守および社会倫理の遵守の推進を図る体制を整備しております。

また、当社グループの取締役・執行役員および使用人へコンプライアンスの周知徹底を図るため、コンプライアンス研修および教育研修等を定期的に実施しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・経営意思決定に係る議事録・稟議書・財務情報等の重要文書や情報の保存・管理等につき「文書管理規程」をはじめとした各種規程に定め、文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。
 - ・取締役・執行役員および監査役が必要に応じてこれらの文書等を閲覧可能な状態を維持する。
 - ・電磁的方法で記録・保存された文書等については、管理責任者を明確にして管理を徹底するとともに外部からの不正アクセス防止措置を講じる。

(当該体制の運用状況)

経営意思決定に係る議事録・稟議書・財務情報等の重要文書や情報の保存・管理等につき「文書管理規定」をはじめとした各種規程を定めております。記録・保存した文書等は、取締役・執行役員および監査役が必要に応じ閲覧可能な状態を維持しております。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループの企業活動に潜在するリスクを特定し、リスクの低減および未然防止に努めるとともに、リスクが発生した場合の対策・是正体制を整備する。
- ・各担当部署にて、「与信管理規程」「情報セキュリティ管理規程」「個人情報保護管理規程」をはじめとした各種規程を制定し、研修の実施、マニュアルの作成・配布により周知徹底するとともに継続的な整備・見直しを実施する。
- ・当社グループのリスクの状況の監視およびリスク対応は、管理系部署および業務企画部が連携して行うものとする。
- ・新たに生じたリスクについては速やかに担当部署を定め対応する。

(当該体制の運用状況)

当社グループのリスクの状況の監視およびリスク対応は、「与信管理規程」「情報セキュリティ管理規程」「個人情報保護管理規程」をはじめとした各種規程を定め、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を定期的に行っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・意思決定の規程として「権限規程」を定め、取締役会、社長をはじめとする各職制の決定権限を規定する。
- ・効率的な職務の執行のため、取締役会決議と社長決定に向けての審議機関として、取締役・執行役員および取締役会で承認された者を構成員とする「経営会議」を設置する。
- ・取締役会は社外取締役を含む取締役で構成し、各取締役・執行役員の業務分担を定め、各取締役・執行役員は「業務分掌規程」に基づき、自らの担当組織・担当子会社を管理・監督する。
- ・取締役・執行役員と使用人が共有する当社グループの目標を定め、この目標に基づく各部署・子会社の業績目標と予算を設定し、適時な業績管理を実施する。
- ・経営会議および取締役会による月次業績の解析と改善策を実施する。
- ・業務事務効率化・経費合理化プロジェクトを設置し、あらゆる業務運営における活性化・効率化を推進する。

(当該体制の運用状況)

効率的な職務の執行のため、社長決定に向けての審議機関として、取締役・執行役員および取締役会で承認された者を構成員とする「経営会議」を設置し、毎月開催しております。また、経営会議にて月次業績の解析を行い、改善策を策定しております。

5. 当社グループおよび親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の経営においては、自主性を尊重しつつ、業務の整合性確保と効率的遂行のため、「関係会社運営規程」、「海外店運営規程」を制定する。
- ・取締役・執行役員・各部長は、所管事業分野に相応した子会社の業務遂行の適正を確保する体制を確立し運用する。
- ・子会社の業務遂行の適正を確保するため、関連諸規程に基づき、経営の重要な事項に関しては、当社の事前承認や協議が行われる体制を確立する。また、業績については定期的に、重要な事項が発生した場合は適宜、報告が行われる体制を確立する。
- ・「業務監査規程」に基づき、社長が指名する監査チームは、内部監査を実施し、各子会社の業務遂行の適法性・妥当性・効率性を監査する。その結果を担当部署に報告し、担当部署は必要に応じて、改善策の指導、実施の支援・助言を行う
- ・親会社の東レ株式会社の関連事業本部と定期的に情報交換を行い、法令遵守上の課題および効率性の観点からの課題を把握する。

(当該体制の運用状況)

子会社の経営においては、「関係会社運営規程」、「海外店運営規程」を定め、子会社の業務遂行の適正を確保し、経営の重要な事項に関しては、当社の事前承認や協議が行われる体制を確立しております。

また、「業務監査規程」に基づき、監査チームは、内部監査を実施し、各子会社の業務遂行の適法性・妥当性・効率性の監査を定期的に実施しております。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・業務監査部所属の使用人は、監査役の監査業務に必要な職務の補助を行う。
- ・監査役より監査業務に必要な職務の補助の要請を受けた当該使用人は、監査役の指示に従って、その職務を行い、取締役・執行役員・業務監査部長等の指揮命令を受けないものとする。
- ・当該使用人は業務監査部の業務と兼職となるが、その人事異動については、監査役会と事前に協議するものとする。

(当該体制の運用状況)

監査役は、業務監査部と連携し、監査業務に必要な職務の補助の要請および指示を行っております。

7. 当社グループの取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社グループの取締役・執行役員および使用人は、各監査役からの要請に応じて、職務の執行に関する事項を報告する。
- ・監査役が、取締役会ほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席する体制とする。
- ・内部監査実施状況およびリスク管理に関する重要な事項、コンプライアンス上重要な事項などを監査役に速やかに報告する体制を整備し、監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

(当該体制の運用状況)

各監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役等の業務の執行状況やコンプライアンスに関する状況を確認するとともに、会計監査人等とも情報交換を行っており経営監視機能の強化および向上を図っております。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用等に係る方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、監査役が各取締役・執行役員および重要な使用人と個別面談を実施するとともに、社長との定期的な情報交換の場を設ける。
 - ・ 監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、その他外部アドバイザー等の専門家を任用し、監査業務に関する助言を受けられる体制を確保する。
 - ・ 監査役がその職務の執行に必要な費用について前払いまたは償還の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(当該体制の運用状況)

監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、監査役が各取締役・執行役員および重要な使用人と個別面談を実施し、定期的な情報交換を行っております。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、当該事項については特に定めておりません。

3. 親会社等との間の取引に関する事項

当社の親会社である東レ㈱とは、繊維・化学品等の売買取引等を行っておりますが、取引条件は、一般取引条件と同様に決定しております。また、資金の借入、預入取引も行っておりますが、当該取引は、東レグループ・キャッシュマネジメントシステムによるもので、市場金利を勘案した合理的な利率での取引であります。

当社取締役会は、上記取引内容を把握し、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと判断しております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主への利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けており、機動的な利益還元と、経営・財務の安定性確保の観点から、当期純利益の水準に応じた業績連動型配当の実施を行い、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。当社の配当の決定機関につきましては、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によることとしております。

また、配当額につきましては、事業発展のための内部資金の確保に留意しつつ、経営環境等を総合的に勘案し、連結配当性向20%を目処として決定いたします。なお、内部留保資金につきましては、財務基盤の更なる安定と事業収益力の拡大に向けた事業投資等に充当し、将来の企業価値を高めていくと同時に、株主の皆様への利益還元も機動的に行ってまいります。この方針のもと、当期の普通株式についての期末配当金は、1株当たり年間36円の配当を行うことを予定しております。

.....
(備 考)

本事業報告に記載の百万円単位の金額は、単位未満を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表（平成28年3月31日現在）

科 目	金 額
資 産 の 部	
流動資産	81,238
現金及び預金	10,547
親会社預け金	1,000
受取手形及び売掛金	53,213
商品及び製品	11,689
仕掛品	37
原材料及び貯蔵品	5
未着商品	726
繰延税金資産	414
その他	3,704
貸倒引当金	△99
固定資産	17,497
有形固定資産	2,744
建物及び構築物	1,769
減価償却累計額	△1,075
機械装置及び運搬具	1,388
減価償却累計額	△975
工具、器具及び備品	685
減価償却累計額	△496
土地	1,428
リース資産	94
減価償却累計額	△75
無形固定資産	4,032
のれん	3,816
その他	216
投資その他の資産	10,719
投資有価証券	7,035
長期貸付金	179
繰延税金資産	629
その他	4,096
貸倒引当金	△1,221
資産合計	98,736

（単位：百万円）

科 目	金 額
負 債 の 部	
流動負債	52,416
支払手形及び買掛金	41,969
短期借入金	2,758
未払法人税等	2,049
賞与引当金	621
返品調整引当金	2
関係会社整理損失引当金	140
その他	4,874
固定負債	3,437
社債	10
長期借入金	750
繰延税金負債	544
退職給付に係る負債	2,060
その他	72
負債合計	55,853

純 資 産 の 部	
株主資本	41,926
資本金	6,800
資本剰余金	1,700
利益剰余金	34,211
自己株式	△785
その他の包括利益累計額	885
その他有価証券評価差額金	106
繰延ヘッジ損益	△56
為替換算調整勘定	889
退職給付に係る調整累計額	△54
非支配株主持分	71
純資産合計	42,882
負債及び純資産合計	98,736

連結損益計算書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		291,578
売上原価		266,779
売上総利益		24,799
販売費及び一般管理費		19,429
営業利益		5,369
営業外収益		
受取利息	46	
受取配当金	188	
持分法による投資利益	159	
関係会社整理損失引当金戻入額	79	
債務勘定整理益	122	
雑収入	159	754
営業外費用		
支払利息	59	
手形売却損	187	
売上割引	76	
為替差損	153	
貸倒引当金繰入額	11	
雑支出	117	605
経常利益		5,518
投資有価証券売却益	1,656	
関係会社株式売却益	48	
固定資産売却益	11	1,716
特別損失		
減損損失	86	
関係会社整理損	52	
関係会社株式売却損	23	
固定資産処分損	22	
投資有価証券評価損	18	
その他	13	215
税金等調整前当期純利益		7,018
法人税、住民税及び事業税	2,810	
法人税等調整額	△94	2,716
当期純利益		4,302
非支配株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純利益		4,297

(ご参考)

連結包括利益計算書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
当期純利益	4,302
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△1,321
繰延ヘッジ損益	11
為替換算調整勘定	△485
退職給付に係る調整額	3
持分法適用会社に対する持分相当額	△251
その他の包括利益合計	△2,043
包括利益	2,258
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	2,256
非支配株主に係る包括利益	1

連結株主資本等変動計算書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	6,800	1,700	30,759	△782	38,477
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△833		△833
親会社株主に帰属する当期純利益			4,297		4,297
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		0		0	0
その他			△12		△12
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	0	3,451	△2	3,449
平成28年3月31日残高	6,800	1,700	34,211	△785	41,926

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計		
平成27年4月1日残高	1,428	△67	1,624	△58	2,926	70	41,473
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△833
親会社株主に帰属する当期純利益							4,297
自己株式の取得							△2
自己株式の処分							0
その他							△12
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,321	11	△735	3	△2,041	1	△2,040
連結会計年度中の変動額合計	△1,321	11	△735	3	△2,041	1	1,408
平成28年3月31日残高	106	△56	889	△54	885	71	42,882

連結注記表

本連結計算書類に記載の百万円単位の金額は、単位未満を切り捨てております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

- ①連結子会社の数 27社
- ②主要な連結子会社の名称 ミヤコ化学(株)、パイ・ティ・アイ・ジャパン(株)、(株)東京白ゆり會、蝶理MODA(株)
(株)ビジネスアンカー、Chori America,Inc.、蝶理（中国）商業有限公司

(2) 非連結子会社

- ①主要な非連結子会社の名称 Chori Iran Co., Ltd
- ②連結の範囲から除いた理由
非連結子会社全体の総資産合計額、売上高合計額、当期純損益合計額（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社

- ①持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数 8社
- ②主要な会社等の名称 MEGACHEM LIMITED

3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の異動

(1) 連結

株式の新規取得により1社、子会社の重要性が増したことから1社を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法

出資持分の売却により2社、清算により1社を持分法の適用の範囲から除外しております。

4. 連結子会社の決算日の変更

株式の取得により連結子会社となりましたミヤコ化学(株)の決算日は、12月31日でしたが、決算日を統一することで当社グループの予算編成や業績管理等の事業運営の効率化を図るため、決算日を3月31日に変更しております。

なお、当該連結子会社における平成28年1月1日から平成28年3月31日までの損益については、連結損益計算書を通して調整する方法を採用しており、同期間の売上高は11,949百万円、営業利益は242百万円、経常利益は210百万円、税金等調整前当期純利益は191百万円であります。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 主として、移動平均法による原価法

②デリバティブ取引

時価法

③たな卸資産

主として、月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産 主として定率法

ただし、建物（建物附属設備を含む）については、主として定額法

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

②無形固定資産 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、主として、利用可能期間（5年以内）を耐用年数とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れの損失に備えるため、主として、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

賞与の支払に充てるため、翌連結会計年度に支払うことが見込まれる賞与額のうち、当連結会計年度帰属分を計上しております。

③関係会社整理損失引当金

関係会社の事業の整理に伴う損失に備えるため、関係会社に対する出資金額及び債権金額等を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

当社の外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債と収益及び費用は、当該在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

当社にて社内管理規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

また、連結子会社においても上記と同様としております。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ方針に基づき、同一通貨で同一期日の為替予約を締結しており、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されているため、連結決算日における有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、原則として5年間で均等償却しておりますが、金額に重要性のないものについては、発生年度に全額償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

イ.退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ.数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

②消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、[連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。

加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ62百万円減少しております。

追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.2%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.8%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が10百万円減少し、主に当連結会計年度に計上された法人税等調整額が76百万円、その他有価証券評価差額金が66百万円、それぞれ増加しております。

その他の注記事項

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1)担保に供している資産

現金及び預金	739百万円
建物	311百万円
土地	560百万円
投資有価証券	738百万円
合計	2,349百万円

(2)担保付債務

支払手形及び買掛金	6,320百万円
-----------	----------

2. 偶発債務

輸出手形割引高	634百万円
受取手形裏書譲渡高	855百万円
債権流動化に伴う買戻義務	6,032百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式 (株)	25,303,478	－	－	25,303,478
合 計	25,303,478	－	－	25,303,478
自己株式				
普通株式 (株)	785,918	1,547	46	787,419
合 計	785,918	1,547	46	787,419

(変動事由の概要)

1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加1,547株であります。
2. 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の売渡しによる減少46株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月13日 取締役会	普通株式	833	34.00	平成27年3月31日	平成27年6月16日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月13日 取締役会 (予定)	普通株式	利益剰余金	882	36.00	平成28年3月31日	平成28年6月16日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、金融機関からの借入等により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金等の使途は、運転資金になります。なお、デリバティブは社内管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	10,547	10,547	—
(2) 親会社預け金	1,000	1,000	—
(3) 受取手形及び売掛金	53,213	53,213	—
(4) 投資有価証券			
関係会社株式	1,106	1,032	△73
その他有価証券	4,910	4,910	—
(5) 支払手形及び買掛金	(41,969)	(41,969)	—
(6) 短期借入金	(2,758)	(2,758)	—
(7) 未払法人税等	(2,049)	(2,049)	—
(8) 長期借入金	(750)	(750)	—
(9) デリバティブ取引	(92)	(92)	—

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 親会社預け金、(3) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価額によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの：取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	元	7	—	△0	△0
	買建				
	米ドル	123	—	△0	△0
	パーツ	359	—	△11	△11
	合計	491	—	△11	△11

②ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価（※1）
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金	5,528	—	(※2)
	元		592	—	
	円		1	—	
	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	買掛金	9,784	—	(※2)
	元		398	—	
	円		5	—	
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	売掛金	4,364	—	270
	元		75	—	△1
	円		29	—	△0
	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	買掛金	13,022	—	△345
	元		270	—	△4

(※1) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(※2) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされる債権債務と一体として処理されているため、その時価は、債権債務の時価に含めております。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額1,018百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,746円27銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 175円31銭 |

(その他の注記)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称： ミヤコ化学株式会社

事業の内容： 化学品・合成樹脂・医薬品・食品・包装材・電子部品等の原料・製品及び周辺材を取り扱う商社

(2) 企業結合を行った理由

ミヤコ化学株式会社は、1921年創業の業歴90余年を有する化学品・合成樹脂・医薬品・食品・包装材・電子部品等の原料・製品及び周辺材を取り扱う商社で、幅広い取扱商品と良質な取引先等の基盤を構築しております。90年以上の歴史に培われた幅広くかつ質の高いサービスの提供を背景に、主に国内ユーザーを中心としたビジネスを展開しております。

ミヤコ化学株式会社の取扱商品は、基礎化学品、産業資材、ファインケミカル、食品と幅広く、当社の展開する化学品事業の取扱商品と一致する部分があります。

当社は、国内事業を中心とするミヤコ化学株式会社を子会社化することにより、当社が基盤とする貿易(輸出入・海外取引)事業を補完し、国内外のバランスの取れた展開が可能となり、化学品事業の将来の拡充に向けて布石となると考えております。具体的には、ミヤコ化学株式会社が国内で調達する商材を当社の海外ネットワークを活用することで貿易取引の拡大を図るとともに、当社が海外で調達する商材をミヤコ化学株式会社の国内顧客に販売すること等によりシナジー効果が生じるものと考えております。

ミヤコ化学株式会社は、既に一定の事業規模を有しており、収益性は比較的安定しており、近年の業績は順調に拡大していることから、当社によるミヤコ化学株式会社の子会社化は、当社グループにおける事業規模及び収益性の拡大を期待することができ、ひいては企業価値の増大に資するものと考えております。

(3) 企業結合日

平成27年5月15日

平成27年4月1日(みなし取得日)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 企業結合後企業の名称

ミヤコ化学株式会社

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価

取得の対価	取得対象子会社株式の普通株式	6,388百万円
取得原価		6,388百万円

4. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザリー費用等 211百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

4,445百万円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものです。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	14,722百万円
固定資産	3,959百万円
資産合計	18,682百万円
流動負債	16,053百万円
固定負債	686百万円
負債合計	16,739百万円

計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流動資産	50,752
現金及び預金	3,124
親会社預け金	1,000
受取手形	7,105
売掛金	27,811
商品及び製品	8,745
未着商品	301
前渡金	223
前払費用	12
繰延税金資産	422
短期貸付金	64
その他	2,014
貸倒引当金	△74
固定資産	20,874
有形固定資産	612
建物	205
構築物	1
機械及び装置	290
車両及び運搬具	2
工具、器具及び備品	113
無形固定資産	136
ソフトウェア	131
その他	5
投資その他の資産	20,125
投資有価証券	3,778
関係会社株式	12,398
出資金	652
関係会社出資金	2,330
長期貸付金	1
関係会社長期貸付金	30
繰延税金資産	512
その他	794
貸倒引当金	△374
資産合計	71,626

科 目	金 額
負 債 の 部	
流動負債	32,864
支払手形	5,714
買掛金	20,789
未払金	861
未払費用	96
未払法人税等	1,737
前受金	841
預り金	2,233
賞与引当金	467
関係会社整理損失引当金	42
その他	80
固定負債	1,902
退職給付引当金	1,864
その他	38
負債合計	34,767

純 資 産 の 部	
株主資本	36,591
資本金	6,800
資本剰余金	1,700
資本準備金	1,700
その他資本剰余金	0
利益剰余金	28,876
その他利益剰余金	28,876
繰越利益剰余金	28,876
自己株式	△785
評価・換算差額等	267
その他有価証券評価差額金	323
繰延ヘッジ損益	△55
純資産合計	36,859
負債及び純資産合計	71,626

損益計算書（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		201,163
売上原価		185,876
売上総利益		15,286
販売費及び一般管理費		11,182
営業利益		4,103
営業外収益		
受取利息	31	
受取配当金	732	
貸倒引当金戻入額	10	
債務勘定整理益	122	
雑収入	147	1,044
営業外費用		
支払利息	44	
手形売却損	82	
売上割引	60	
為替差損	171	
貸倒引当金繰入額	11	
雑支出	66	437
経常利益		4,710
投資有価証券売却益	1,656	
関係会社株式売却益	229	1,886
特別損失		
関係会社株式評価損	400	
投資有価証券評価損	18	
固定資産処分損	11	
その他	0	431
税引前当期純利益		6,165
法人税、住民税及び事業税	2,137	
法人税等調整額	37	2,175
当期純利益		3,990

株主資本等変動計算書（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計		
					繰越利益 剰 余 金			
平成27年4月1日残高	6,800	1,700	－	1,700	25,720	25,720	△782	33,437
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△833	△833		△833
当期純利益					3,990	3,990		3,990
自己株式の取得							△2	△2
自己株式の処分			0	0			0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								－
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	3,156	3,156	△2	3,154
平成28年3月31日残高	6,800	1,700	0	1,700	28,876	28,876	△785	36,591

	評価・換算差額等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
平成27年4月1日残高	1,426	△67	1,358	34,796
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△833
当期純利益				3,990
自己株式の取得				△2
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△1,102	11	△1,090	△1,090
事業年度中の変動額合計	△1,102	11	△1,090	2,063
平成28年3月31日残高	323	△55	267	36,859

個別注記表

本計算書類に記載の百万円単位の金額は、単位未満を切り捨てております。

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式
 移動平均法による原価法
 時価のあるもの
 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法
 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定して
 おります。)
 時価のないもの
 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引

時価法

(3) たな卸資産

月次総平均法による原価法
 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定してありま
 す。)
2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産

定率法
 ただし、建物（建物附属設備を含む）については定額法
 なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。
 建物、構築物 3～37年
 機械及び装置 2～11年

(2) 無形固定資産

定額法
 ただし、ソフトウェア（自社利用）については利用可能期間（5年以内）を耐用年数とする定額
 法
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定
 の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払に充てるため、翌事業年度に支払うことが見込まれる賞与額のうち、当事業年度帰属
 分を計上しております。

(3) 関係会社整理損失引当金

関係会社の事業の整理に伴う損失に備えるため、関係会社に対する出資金額及び債権金額等を超
 えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ方針に基づき、同一通貨で同一期日の為替予約を締結しており、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。これによる計算書類に与える影響はありません。

その他の注記事項

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 964百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務
区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	3,362百万円
長期金銭債権	31百万円
短期金銭債務	3,579百万円
3. 偶発債務

輸出手形割引	573百万円
債権流動化に伴う買戻義務	3,090百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引	売上高	13,942百万円
	仕入高	17,146百万円
	営業取引以外の取引による取引高	654百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	785,918	1,547	46	787,419
合 計	785,918	1,547	46	787,419

(変動事由の概要)

1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加1,547株であります。
2. 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の売渡しによる減少46株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
商品評価損	37百万円
投資有価証券評価損	41百万円
関係会社株式評価損	278百万円
ゴルフ会員権評価損	7百万円
貸倒引当金	137百万円
賞与引当金	144百万円
関係会社整理損失引当金	12百万円
未払事業税	110百万円
退職給付引当金	570百万円
繰延ヘッジ損益	24百万円
その他	403百万円
繰延税金資産小計	1,767百万円
評価性引当額	△670百万円
繰延税金資産合計	1,097百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△162百万円
繰延税金負債合計	△162百万円
繰延税金資産の純額	935百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.2%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.8%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が58百万円減少し、主に当事業年度に計上された法人税等調整額が66百万円、その他有価証券評価差額金が9百万円それぞれ増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)
親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
親会社	東レ(株)	東京都 中央区	147,873 百万円	繊維・化学 品等の製造、 加工並びに 売買	(被所有) 直接 52.98 間接 —	繊維・化学 品等の売買 役員等の兼任	繊維・化学品等 の売上	4,124	売掛金	837
							繊維・化学品等 の仕入	8,714	買掛金	2,207
							資金の借入	1,700	—	—
							資金の預入	5,500	親会社 預け金	1,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 繊維・化学品等の売上及び仕入については、一般取引条件と同様に決定しております。
2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高（親会社預け金を除く）には消費税等が含まれております。
3. 資金の借入・預入取引は、東レグループ・キャッシュマネジメントシステムによるもので、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。また、資金の借入・預入取引は日次で実行しているため、取引金額はそれぞれ最高金額を記載しております。

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （百万円）	科目	期末残高 （百万円）
子会社	蝶理（中国） 商業有限公司	上海 （中国）	55,314 千元	各種商品の中 国内販売、輸 出入及び海外 取引	(所有) 直接 100.00 間接 —	繊維・化学 品等の売買 役員の兼任	繊維・化学品等 の売上	3,758	売掛金	589

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 繊維・化学品等の売上については、一般取引条件と同様に決定しております。
2. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- (1) 1株当たり純資産額 1,503円48銭
- (2) 1株当たり当期純利益 162円75銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

蝶理株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 石 黒 訓 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 田 信 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、蝶理株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、蝶理株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

蝶理株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 黒 訓 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 信 之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、蝶理株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等、並びに親会社の監査役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ③ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ④ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

蝶理株式会社 監査役会

常勤監査役	青	山	正	史	㊞
常勤監査役	正	広	秀	樹	㊞
社外監査役	枅	田	章	吾	㊞
社外監査役	奈	良	道	博	㊞

以 上

MEMO

